

「同一労働同一賃金」の実現を求める意見書

平成 6 年以降増加傾向をたどる非正規雇用労働者は、平成 27 年には労働者全体の約 4 割を占めるに至っている。

そのうち、パートタイム労働者の賃金水準が正規雇用労働者の水準の 6 割程度であるなど、非正規雇用労働者の待遇改善は待ったなしの課題であり、今後急激に生産年齢人口が減少していくわが国においては、多様な労働力を確保し、再チャレンジ可能な社会をつくるためにも、雇用の形態にかかわらず均等・均衡待遇の確保が、今後ますます重要になってくる。

このため、賃金の見直しだけではなく、正規・非正規を問わない社員のキャリアアップのための教育訓練プログラムの開発や、正規雇用への転換を視野に入れたワークライフバランスに資するモデルケースの普及など、「同一労働同一賃金」の考えに基づく総合的な施策を迅速に実施する必要がある。

よって、政府においては、非正規雇用労働者に対する公正な処遇を確保するため、その活躍の可能性を大きく広げる「同一労働同一賃金」の一日も早い実現に向け、下記の事項を早急に実施するよう強く要望する。

記

- 1 正規雇用労働者と非正規雇用労働者との待遇差を是正するためのガイドラインを策定し、司法判断の根拠規定を整備すること。また、待遇差の是正や待遇差に関する事業者の説明の義務化などについて、関連法案の改正等を進めること。
- 2 非正規雇用労働者への昇給制度導入や処遇改善等に取り組めるよう、とりわけ厳しい経営環境にある中小企業への支援のあり方について十分に検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）10 月 31 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）自由民主党、民進党市民連合及び公明党所属議員全員並びに
無所属坂本きょう子議員及び維新の党中山真一議員